

〈選挙広報〉

平成31年4月7日執行



北海道知事選挙 北海道議会議員選挙 についてのお知らせ

①期日前投票の期間について

北海道知事選挙と北海道議会議員選挙では期日前投票ができる期間が異なっておりますので、ご注意ください。

北海道知事選挙

平成31年3月22日(金)

～

平成31年4月6日(土)

北海道議会議員選挙

平成31年3月30日(土)

～

平成31年4月6日(土)

※3月22日～3月29日までは知事選挙の投票しかできません

⇒裏面に続きます

② 転入・転出した方の投票方法

● 転入された方について

Q 投票できる場所は？

- ・平成30年12月28日以前に転入 → 清水町で投票可能
- ・平成30年12月29日以降に転入 → 前住所地で投票可能

Q 前住所地での投票方法は？

清水町役場町民生活課戸籍住民係又は御影支所で「引き続き住所を有する旨の証明書」の交付を受けて次の方法で投票します。

- ①投票日当日に、前住所地の該当投票所で投票する
- ②前住所地の期日前投票期間中に期日前投票所で投票する
- ③前住所地の選挙管理委員会へ証明書を添えて不在者投票の請求をし、郵送等により投票する

● 転出された方について

清水町の選挙人名簿に既に登録されている方が、道内の市区町村へ平成30年12月7日以降に転出し、転出先の市区町村で登録されない場合は、清水町の選挙人として投票します。

Q 清水町での投票方法は？

清水町又は転出先の市区町村長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」の交付を受け、次の方法で投票します。

- ①投票日当日に、清水町の該当投票所で投票する
- ②清水町の期日前投票所（清水町役場・御影支所）で期日前投票期間中に投票する
- ③清水町選挙管理委員会へ証明書を添えて不在者投票の請求をし、投票用紙等の送付を受け、転出先市区町村の選挙管理委員会へ出向き、投票する

※平成30年12月29日以降に道外から転入された方、又は平成31年4月6日以前に道外に転出された方は、北海道知事選挙・北海道議会議員選挙に投票することができません。詳しくは清水町選挙管理委員会にお問い合わせください。



清水町選挙管理委員会（内線294、297）

北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 電話0156-62-2111